

農業水利施設電気料金高騰緊急対策事業交付金交付要綱

令和4年12月16日農地第402号

(事業の目的)

第1 原油価格高騰や円安等の影響により電気料金が高騰していることに伴い農業水利施設の維持管理費用が例年に比べ大きく増加している。

加えて、米価低迷が続く中、コロナ禍において肥料や燃料・資機材等の高騰により農作物の生産コストは増大しており、農業経営は厳しい状況にある。

このような中において、農業者の負担軽減に資するとともに農業水利施設の適切な維持管理の確保を目的として、農業水利施設管理者に対して電気料金高騰対策として農業水利施設電気料金高騰緊急対策事業（以下「本事業」という）により交付金を交付するものである。

なお、交付金の交付にあたっては、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付金交付対象者)

第2 交付金の交付対象者は、第3の交付金交付対象施設の管理者とする。

(交付金交付対象施設)

第3 本事業の対象施設は、次の(1)から(3)をすべて満たすものとする。

- (1) 農事用電力A、低圧、高圧のいずれかの電力を使用する農業水利施設（以下「水利施設」という）であり、水利施設とは別表1に掲げる施設とする
- (2) (1)の施設管理者が公共機関を除く民間事業者（土地改良区、水利組合等）であること
- (3) (1)の電気料金についてその全額を国、県、市町村等の補助金等を充当していないものであること

(事業の内容及び交付金額)

第4 本事業の交付金額は、第5により算定した電気料金高騰額の1/2以内とし、1千円未満は切り捨てる。

- 2 国、県、市町村等の補助金等を水利施設の電気料金の一部に充当している場合は、その充当している金額を差し引いた金額を交付対象とする。
- 3 本事業による交付金は、令和4年度に限り交付するものとする。

(電気料金高騰額の算定)

第5 算定の対象とする電気使用期間は令和4年4月請求分から令和5年3月請求分までの電気料金分(以下「対象電気使用量」という)とする。

2 算定は次の計算式による

(1) 農事用電力A(低圧)を使用する水利施設の場合

電気料金高騰額=対象電気使用量(kwh)×4.04円

(2) 農事用電力A(高圧)を使用する水利施設の場合

電気料金高騰額=対象電気使用量(kwh)×7.37円

(3) 低圧電力を使用する水利施設の場合

電気料金高騰額=対象電気使用量(kwh)×4.04円

(4) 高圧電力を使用する水利施設の場合

電気料金高騰額=対象電気使用量(kwh)×7.37円

(交付金交付申請)

第6 交付金の交付を受けようとするものは、様式第1号の交付金交付申請書に必要な書類を添付して知事に提出する。

2 申請受付期日は次による。

(1) 一次申請受付期日を令和5年1月末日とする。

(2) 二次申請受付期日を令和5年3月15日とする。

3 一次申請と二次申請に分割しての申請を認める。

(交付の決定及び確定)

第7 知事は、第6により提出があった交付金交付申請について、適当と認められる場合は、交付の決定及び額を確定し、様式第2号により申請者へ通知する。

(証拠書類等の保存期間)

第8 申請者は、申請の根拠となる関係書類を令和10年3月末日まで保存しなければならない

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 1

第 3 (1) における水利施設	揚水施設、排水施設、ダム、頭首工、取水ゲート、排水ゲート、ため池、加圧機場、その他知事が認めるもの
--------------------	---

農業水利施設電気料金高騰緊急対策事業

交付金交付申請書

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

〒 -

申請者住所

申請者名

(法人は法人名・代
表者肩書・氏名)

担当者氏名

電話番号Tel

(携帯電話)

Eメール (任意)

交付金の交付を受けたいので、農業水利施設電気料金高騰緊急対策事業交付金交付要綱第 6
の規定により、下記資料を添えて申請及び請求します。

申請金額 (請求金額)	円
----------------	---

1. 交付申請額計算表の金額と確認

記	提出有無
1. 交付申請額計算表	○
2. 電気代請求書 (写)	○
3. 位置図	○
4. 施設写真	○
5. 口座振替申出書	○
6. 預金通帳 (写)	○
7. 高圧の電気工作物に関する年次点検結果 (写) (高圧の場合は添付)	-
8. 農業水利施設の証明書 (農事用電力以外の契約は添付)	-

注 1) 1～6 は提出必須。7・8 は契約電力により任意提出。

注 2) 施設が複数あれば適宜複写して作成してください。

注 3) 「使用電力量」は、令和 4 年 4 月請求分から令和 5 年 3 月請求分までを対象とする。

注 4) 当該施設が農業用以外の用途と混同する場合は、農業用目的のみ申請できるもの
とし、その振り分け根拠を送付すること。

1. 交付申請額計算表

※記入するのは、電気の使用量 (kwh) です。料金ではありません。ご注意ください

毎月の電気料金請求書の使用量を転記（4月の請求書の電気使用量を4月の欄に記入）。

黄色セルは、自動計算

申請者名 _____ (単位：kwh)

施設名	施設所在地	契約種別	令和4年									
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
施設名	施設所在地	契約種別	令和5年			合計	備考					
			1月	2月	3月			2月、3月の電気使用量	2月 (D)	3月 (E)	合計 (F) = (D) + (E)	

2月、3月分については、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による値引き措置を考慮する（農事業電力低圧（低圧）▲7.0円/kwh、農事業電力高圧（高圧）▲3.5円/kwh）こととし、電力料金高騰額 (C)から差し引くこと。

(上記の表に2月と3月の電気使用量を記入すると自動で値引き計算されます)

契約種別	合計使用電力量(A)	交付金単価(B)(円)	電力料金高騰額 (C) = (A) × (B) - (F) × 値引額(円)	電力料金高騰額 合計 (G) = (Σ C)(円)	(H)既補助金補助率(%)
農事業電力 (低圧)		4.04			
農事業電力 (高圧)		7.37			
低圧電力		4.04			
高圧電力		7.37			

← 電気料金に対する市町村等からの補助金の補助率を記入ください
 (H)が50%以下の場合：交付申請額 = (G) × 1 / 2
 (H)が50%を超える場合：交付申請額 = (G) - (G) × (H)

→ 交付申請額 _____ 円

※ 1000円未満切り捨て

2. 電気代請求書（写）

施設名 1 _____

月別請求書を貼り付けてください。

若しくは別途添付してください。

複数施設あれば、それぞれでまとめてください。

適宜、様式を複写してください。

3. 位置図

施設名 1 _____

簡単な位置図を作成してください。

手書き、既存の地図の貼り付けも可。

目印となる建物などを表示してください。

貼り付けでも別途添付でも可。

4. 施設写真

施設名 1 _____

施設アップ写真添付
(建物内のポンプなど、どの様な施設か分かるようなもの)

施設名 2 _____

※複数あれば複写して作成してください。

施設アップ写真添付
(建物内のポンプなど、どの様な施設か分かるようなもの)

5

口座振替申出書

年 月 日

島根県会計管理者 様

私に対する島根県からの支払金(県税を除く)は、今後、変更又は廃止の申し出をするまで、下記の預金口座へ振り込んでください。

申出の区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 預金口座の変更 <input type="checkbox"/> その他の変更 (変更事項)
-------	---

フリガナ			
法人名・商号・屋号			
フリガナ		フリガナ	
代表者肩書		氏名	

郵便番号		電話番号	
住所	都・道府・県	市・区・郡	町・村・丁目
番地		方書	

口座の区分	<input type="checkbox"/> 第一口座 <input type="checkbox"/> 第二口座	1 建設関係業者の前金払専用口座 2 農業施策費の本庁支払を受ける農業団体等 9 その他()	
預金口座	金融機関	銀行・組合 金庫・連合会	支店・支所 店・出張所
	預金種別(目)	1 普通預金 4 貯蓄預金 2 当座預金 9 その他	口座番号
	カナ口座名		

* 口座番号は右詰めに記入してください。また、ゆうちょ銀行の場合は、他の金融機関から振込を受ける際に使用するため通帳に印字してある【口座番号】(通帳の「記号・番号」は不可。)を記入してください。
 * カナ口座名義は預金通帳記載のとおりに入力し、できる限り預金通帳のカナ口座名義が記載されたページの写しを添付してください。

受付所属処理欄	適用開始日	年 月 日
	システム登録確認事項	<input type="checkbox"/> 相手方登録(重複がないか) <input type="checkbox"/> カナ口座名義(預金口座のカナ口座名義と一致しているか) <input type="checkbox"/> 適用開始日の確認(内容を使い始める時点の日付になっているか) 例)住所変更の場合 相手方の住所変更日 4/1 のとき→適用開始日 4/1

【記入、入力上の注意】

項目	内 容
法 人 名 ・ 商 号 ・ 屋 号	「個人」の場合は記入を要しません。
代 表 者 肩 書	「個人」の場合及び代表者の肩書がない場合は記入を要しません。
氏 名	姓と名の間を1文字あけてください。 「法人」の場合で代表者肩書の記入がある場合は、省略可。
フリガナ (法人名等・代表 者肩書、氏名)	法人名等、代表者肩書、氏名は間をあげずにフリガナを記入してください。 法人種別名が先頭にある場合は、法人種別名を省略してください。 (例)株式会社 〇 島根建設 〇 松江支社 〇 支社長 シマネケンセツマツエシヤシヤチョウ (例)島根 〇 太郎 シマネタロウ
郵便番号	7桁の郵便番号の間には「-」(ハイフン)を記入してください。 (例) 690-0887
電話番号	左詰めに市外局番から記入してください。 市外局番・局番・加入者番号の間には「-」(ハイフン)を記入してください。 (例) 0852-22-5908
口座の区分	第2口座を登録できるのは、次の場合に限りです。 「1:建設関係業者の前金払専用口座」 土木、建築、設計、測量等の業種で、前金払専用口座を開設している場合 「2:農業施策費の本庁支払を受ける農業団体等」 農業施策費(本庁支払分に限る)受領のため、別途口座を登録する必要がある場合 「9:その他」 市町村、公共的団体において、上記以外で別途口座を登録する必要がある場合
預金種別(目)	預金種別(目)の該当する番号に○をしてください。
口座番号	口座番号を右詰めに記入してください。 ゆうちょ銀行の場合は、他の金融機関から振込を受ける際に使用するため通帳に印字してある「【口座番号】」(通帳の「記号・番号」は不可。)を記入してください。
カナ口座名義	カナ口座名義は預金通帳記載のとおりに入力してください。 できる限り預金通帳のカナ口座名義が記載されたページの写しを添付してください。
訂 正 方 法	(1) 訂正箇所は2本線で抹消し、正しい文字を余白に記入してください。 (2) 削除箇所がある場合は、2本線で抹消してください。 (3) 空白を挿入する場合は、挿入する箇所に「  」を記入してください。 (4) 文字を挿入する場合は、その箇所に「  」を記入し、挿入する文字を記入してください。

6. 預金通帳（写）

申請者名 _____

預金通帳のカナ口座名義が記載されたページの写しを貼り付けてください。
若しくは別途添付してください。

7. 高圧の電気工作物に関する年次点検結果（写）

施設名 1 _____

高圧受電の場合は、保安設備の法定点検時の報告書の写しを添付してください。

若しくは別途添付してください。

※点検者名が記載されたページを抜粋し添付してください。

複数枚添付する必要はありません。

例) 自家用電気工作物年次点検試験報告書

8. 農事用電力以外の契約の場合

施設名 1 _____

契約種別が農事用電力A以外の低圧及び高圧の場合は、対象施設が農業水利施設であることの証明となる図面（受益図面）等を提出してください。

併せて、その図面位置の全景写真を貼り付けもしくは別途添付してください。

申請の注意事項

採択申請書を作成するにあたり事前の一読してください。

1. 事業名 農業水利施設電気料金高騰緊急対策事業
2. 目的 農業水利施設管理者に対する電力料金高騰対策として島根県より交付金を交付
3. 対象施設 次のような農業水利施設
揚水施設、排水施設、ダム、頭首工、取水ゲート、排水ゲート、ため池、加圧機場、その他
知事が認めるもの。
従量電灯は対象としません。
4. 施設所在地 島根県内
5. 対象者 農業者が構成員となって農業水利施設を管理している団体及び個人。
(土地改良区、水利組合、農業法人、自治会、農家など)
6. 対象期間 令和4年4月請求分から令和5年3月請求分
7. 交付額 電力使用量×対象期間中の電力料金の値上がり分×1/2を交付。
単価は低圧と高圧、2種類に固定。千円未満は切捨。
但し、市単独事業など他からの補助金等を充当している部分是对象外。
2月、3月請求分については、国の特別措置に基づく値引きを考慮する
同一施設で他補助金等が充当されている場合は、それぞれの金額を確認できる資料を
提出してください。様式自由
8. 提出が必要な申請書
島根県HPから【エクセル形式】の電子ファイルをダウンロードし、採択申請書一式を作成し、
提出してください。
9. 採択申請書の提出期限
①一次受付〆切 令和5年1月31日(火) 島根県庁必着
②二次受付〆切 令和5年3月15日(水) //

※一次申請と二次申請を二回に分けて提出は可とします。
但し、予算額が上限に達した場合、二次申請は受付ができない可能性があります。
可能な限り一次申請で提出をお願いいたします。

10. 申請書の提出先
施設のある地域の市町村役場(別添のとおり)
11. 問い合わせ先
〒690-8501 松江市殿町1番地
島根県農林水産部農地整備課国営事業対策室
TEL 0852-22-6538
13. 申請者許諾事項
・資料を審査するうえで、施設等を現地確認、聞き取り等する場合があります。
・電力料金の請求書等について、内容を電力会社に直接確認する場合があります。
・申請内容等について、県HP等で公表されることがあります。
14. その他
採択申請書に定めた項目で必要な力所に記載がないもの若しくは記載に誤りがあるもの、〆切
までに提出がない場合は、申請を無効とする場合がありますので、十分確認のうえ提出して
ください。

(様式第2号)

指令農地第 号

様

令和 年 月 日付けで申請のあった農業水利施設電気料金高騰緊急対策事業交付金については、下記のとおり交付決定並びに確定します。

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也

記

1. 交付金額 金 円

2. 交付条件

申請者は、申請の根拠となる関係書類を令和10年3月末日まで保存しなければならない